

# 青森県報

第四千三百六十六号

平成二十九年  
十月二十三日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除(河川砂防課) …… 一
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 …… 二
- 土砂災害警戒区域の指定 …… 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(同) …… 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 …… 三
- 土砂災害警戒区域の指定 …… 三
- 漁船保険付保義務の消滅(三八地域) …… 四
- 漁船保険付保義務の発生(同) …… 四
- 漁船保険付保義務の発生 …… 四
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出(下北地域) …… 五
- 肥料登録の有効期間の更新(食の安全・安心推進課) …… 五
- 右 同 …… 五
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請(構造政策課) …… 六

## 告 示

## 示

青森県告示第七百二十六号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 王余魚沢二号土砂災害警戒区域及び王余魚沢二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

青森市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 目倉石二号土砂災害警戒区域及び目倉石二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

青森市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 中北大釈迦沢土砂災害警戒区域及び中北大釈迦沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

青森市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 王余魚沢二号土砂災害警戒区域及び王余魚沢二号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

青森市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 目倉石二号土砂災害警戒区域及び目倉石二号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

青森市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同法第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

中北大釈迦沢土砂災害警戒区域

- 一 指定の区域

青森市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

青森県告示第七百二十九号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第

五十七号) 第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 舟岡四号土砂災害警戒区域及び舟岡四号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 磯山四号土砂災害警戒区域及び磯山四号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 小湯ノ沢川土砂災害警戒区域及び小湯ノ沢川土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 南間沢土砂災害警戒区域及び南間沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 舟岡四号土砂災害警戒区域及び舟岡四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

- 二 磯山四号土砂災害警戒区域及び磯山四号土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

- 三 小湯ノ沢川土砂災害警戒区域及び小湯ノ沢川土砂災害特別警戒区域

- 1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法

律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

南間沢土砂災害警戒区域

- 一 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

青森県告示第七百三十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、平成二十九年十月二十三日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	三 沢
--------	-----

青森県告示第七百三十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により

公示する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
三沢市さつきヶ丘一丁目二三の七九	三沢
三沢市三川目四丁目六九の二二三	
三沢市織笠二丁目二五七九の一	
坂岡 正彦	
宮古 武則	
沼山 英明	

青森県告示第七百三十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
大間	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間
下北郡大間町大字大間字大間平一七の二三	田中 勝	平成二十九年十月二十三日
下北郡大間町大字大間字下手道二五の六	新田 慶次郎	から同年十一月六日まで
下北郡大間町大字大間字細間二三の六八	小鷹 勝敏	大間漁業協同組合
	場 所	

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十九年十月六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 三五二号	魚かす粉末	純有機八号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇	公定規格 のとおり	丸光水産株式 会社 八戸市諏訪二 丁目二六の一 六

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十九年十月十三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 三四六号	混合有機質 肥料	混合有機五	窒素全量 五・五 りん酸全量 一・〇	公定規格 のとおり	片倉コープア グリ株式会社 東京都千代田 区九段北一丁 目八の一〇

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六	田	一、八八二
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後九	田	二、六二〇

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六	平成三〇年一月	五年	一一、五八四
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後九九	平成三〇年一月	五年	三一、四四〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年十一月六日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭